

診療所開設・変更等手続き  
の手引き

秋 田 県

令和8年4月

# 目 次

1	診療所の開設・変更時等に必要となる申請・届出について	
(1)	新たに診療所を開設する場合 (開設者が臨床研修等修了医師(歯科医師)の場合)	・・・ 1
(2)	新たに診療所を開設する場合 (開設者が臨床研修等修了医師(歯科医師)以外の場合)	・・・ 2
(3)	変更の手続きについて (開設者が臨床研修等修了医師(歯科医師)の場合)	・・・ 3
(4)	変更の手続きについて (開設者が臨床研修等修了医師(歯科医師)以外の場合)	・・・ 7
(5)	診療所を休止・廃止・再開する場合 (開設者が臨床研修等修了医師(歯科医師)の場合)	・・・ 13
(6)	診療所を休止・廃止・再開する場合 (開設者が臨床研修等修了医師(歯科医師)以外の場合)	・・・ 14
(7)	その他(1年に1回報告を要するもの)	・・・ 15
2	各申請・届出の概要について	
(1)	様式第1号 医療機能情報報告書	・・・ 15
(2)	様式第2号 医療機能情報変更報告書	・・・ 16
(3)	様式第3号 かかりつけ医機能報告書	・・・ 17
(4)	様式第4号 かかりつけ医機能変更報告書	・・・ 17
(3)	様式第5号 病院又は診療所開設許可申請書	・・・ 18
(4)	様式第7号 病院、診療所又は助産所開設届	・・・ 18
(5)	様式第8号 診療所開設届	・・・ 19
(6)	様式第10号 病院・診療所又は助産所の開設許可事項変更許可申請書	・・・ 19
(7)	様式第11号 診療所病床設置許可申請書	・・・ 20
(8)	様式第12号 診療所病床の設置許可事項変更許可申請書	・・・ 20
(9)	様式第14号 病院、診療所又は助産所の開設許可(届出)事項変更届	・・・ 21
(10)	様式第18号 専属薬剤師設置免除許可申請書	・・・ 22
(11)	様式第19号 病院、診療所又は助産所の廃止、休止又は再開届	・・・ 23

(12) 様式第 20 号	病院、診療所又は助産所の開設者の死亡又は失踪届	・・・	23
(13) 様式第 21 号	開設者が他の者を管理者とする許可申請書	・・・	23
(15) 様式第 22 号	2 箇所以上の病院、診療所又は助産所管理許可申請書	・・・	24
(16) 様式第 24 号	病院、診療所又は助産所使用許可申請書	・・・	24
(17) 様式第 25 号	エックス線装置設置届	・・・	25
(18) 様式第 33 号	エックス線装置届出事項変更届	・・・	26
(19) 様式第 34 号	エックス線装置廃止届	・・・	27
3	診療所開設等に係る Q & A	・・・	28

## 手引きの活用に係る留意事項等

- 1 この手引きでは秋田県内の下記の保健所（秋田市保健所を除く）で受付する医療法上の診療所の開設等に係る申請・届出等について基本的な事項をまとめています。

診療所の所在地	管轄 保健所名	所在地	電話番号
大館市、鹿角市、小坂町	大館 保健所	大館市十二所字平 内新田 237-1	0186-52-3952
北秋田市、上小阿仁村	北秋田 保健所	北秋田市鷹巣字東 中岱 76-1	0186-62-1166
能代市、藤里町、三種町、 八峰町	能代 保健所	能代市御指南町 1- 10	0185-52-4333
男鹿市、潟上市、五城目町、 八郎潟町、井川町、大潟村	秋田中央 保健所	潟上市昭和乱橋字 古開 172-1	018-855-5170
由利本荘市、にかほ市	由利本荘 保健所	由利本荘市水林 408	0184-22-5433
大仙市、仙北市、美郷町	大仙 保健所	大仙市大曲上栄町 13-62	0187-63-3404
横手市	横手 保健所	横手市旭川 1-3-46	0182-32-4006
湯沢市、羽後町、東成瀬村	湯沢 保健所	湯沢市千石町 2-1- 10	0183-73-6155

- 2 診療所の人員や構造設備状況により特別な許可が必要になる場合や必要な書類が変わる場合があります。

この手引きを参考にしつつ、手引きの方法やその時期等について所管の保健所担当者に事前相談することを推奨します。

- 3 秋田県では医療法に基づく申請・届出の様式をホームページで公開していますので御活用ください。

秋田県ホームページ（コンテンツ番号 2219 で検索可能）

【URL】 <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/2219>

# 1 診療所の開設時等に必要となる申請・届出について

## (1) 新たに診療所を開設する場合

(開設者が臨床研修等修了医師（歯科医師）の場合)

	事 象	必要な様式	ページ
1	診療所を開設する場合	様式第 1 号 (*) 医療機能情報報告書	P 15
		様式第 8 号 診療所開設届	P 19
2	エックス線装置を設置する場合	様式第 25 号 エックス線装置設置届	P 25
3	医師が常時 3 名以上勤務し、 薬剤師を配置しない場合	様式第 18 号 専属薬剤師設置免除許可申請書	P 22
4	開設者以外の者を管理者とする 場合	様式第 21 号 開設者が他の者を管理者とする 許可申請書	P 23
5	管理者が 2 箇所以上の病院、 診療所を管理する場合	様式第 22 号 2 箇所以上の病院、診療所又は 助産所の管理許可申請書	P 24
6	病床を設置する場合	様式第 11 号 診療所病床設置許可申請書	P 20
		様式第 24 号 病院、診療所又は助産所使用許 可申請書	P 24

\* 医療機能情報は原則インターネット（医療機関等情報支援システム（通称「G-MIS」））での報告になります。G-MIS での報告方法は秋田県のHP（コンテンツ番号 77319 で検索可能）をご確認ください。

【URL】 <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/77319>

なお、G-MIS で報告する場合、紙の提出は不要です。

(2) 新たに診療所を開設する場合

(開設者が臨床研修等修了医師(歯科医師)以外の場合)

	事 象	必要な様式	ページ
1	診療所を開設する場合	様式第 1 号 (*) 医療機能情報報告書	P 15
		様式第 5 号 病院又は診療所開設許可申請書	P 18
		様式第 7 号 病院、診療所又は助産所開設届	P 18
2	エックス線装置を設置する場合	様式第 25 号 エックス線装置設置届	P 25
3	医師が常時 3 名以上勤務し、 薬剤師を配置しない場合	様式第 18 号 専属薬剤師配置免除許可申請書	P 22
4	管理者が 2 箇所以上の病院、 診療所を管理する場合	様式第 22 号 2 箇所以上の病院、診療所又は 助産所の管理許可申請書	P 24
5	病床を設置する場合	様式第 11 号 診療所病床設置許可申請書	P 20
		様式第 24 号 病院、診療所又は助産所使用許 可申請書	P 24

\* 医療機能情報は原則インターネット(医療機関等情報支援システム(通称「G-MIS」))での報告になります。G-MISでの報告方法は秋田県のHP(コンテンツ番号77319で検索可能)をご確認ください。

【URL】<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/77319>

なお、G-MISで報告する場合、紙の提出は不要です。

(3) 変更の手続きについて

(開設者が臨床研修等修了医師（歯科医師）の場合)

	事 象	必要な様式	ページ
1	名称を変更した場合	様式第 2 号 (*)	P 16
2	開設者（管理者）の氏名（婚姻等による変更）を変更した場合	医療機能情報変更報告書 様式第 14 号	P 21
3	診療科目を変更した場合	病院、診療所又は助産所の開設許可（届出）事項変更届	
4	診療日、診療時間を変更した場合		
5	病床を減少、廃止した場合		
6	住居表示に変更があった場合	様式第 2 号 (*)	P 16
7	電話番号、ファクシミリ番号を変更した場合	医療機能情報変更報告書	
8	かかりつけ医機能に変更が生じた場合	様式第 4 号 (*) かかりつけ医機能変更報告書	P 17
9	敷地の面積及び平面図を変更した場合	様式第 14 号 病院、診療所又は助産所の開設許可（届出）事項変更届	P 21
10	開設者（管理者）の住所を変更した場合		
11	医師、歯科医師を雇用（解雇）した場合		
12	薬剤師を変更した場合		
13	建物の構造設備概要及び平面図を変更した場合	様式第 14 号 病院、診療所又は助産所の開設許可（届出）事項変更届	P 21
		様式第 24 号 病院、診療所又は助産所使用許可申請書 ※病床を設置している場合	P 24

	事 象	必要な様式	ページ
14	定員を変更する場合	<p>様式第 12 号 診療所病床の設置許可事項変更許可申請書 ※療養病床を設置している場合</p> <p>様式第 14 号 病院、診療所又は助産所の開設許可（届出）事項変更届</p>	<p>P 20</p> <p>P 21</p>
15	病床を設置する（増床する）又は病床種別を変更する場合	<p>様式第 2 号（*） 医療機能情報変更報告書</p> <p>様式第 11 号 診療所病床設置許可申請書 ※病床を初めて設置する場合</p> <p>様式第 12 号 診療所病床の設置許可事項変更許可申請書 ※病床を増床する又は病床種別を変更する場合</p> <p>様式第 14 号 病院、診療所又は助産所の開設許可（届出）事項変更届 ※病床設置等により、他の用途の室を病室に変更する場合等</p> <p>様式第 24 号 病院、診療所又は助産所使用許可申請書</p>	<p>P 16</p> <p>P 20</p> <p>P 20</p> <p>P 21</p> <p>P 24</p>
16	医師が常時 3 名以上勤務し、薬剤師を配置しない場合	<p>様式第 18 号 専属薬剤師設置免除許可申請書</p>	P 22
17	開設者以外の者を管理者とする場合	<p>様式第 21 号 開設者が他の者を管理者とする許可申請書</p>	P 23

	事 象	必要な様式	ページ
18	管理者が2箇所以上の病院、診療所を管理する場合	様式第22号 2箇所以上の病院、診療所又は助産所の管理許可申請書	P24
19	エックス線装置を初めて設置する場合	様式第14号 病院、診療所又は助産所の開設許可（届出）事項変更届	P21
		様式第24号 病院、診療所又は助産所使用許可申請書 ※病床を設置している場合	P24
		様式第25号 エックス線装置設置届	P25
20	エックス線装置を更新する場合（装置のみの変更）	様式第24号 病院、診療所又は助産所使用許可申請書	P24
21	エックス線装置を追加設置する場合（構造設備に変更が伴わない）	※病床を設置している場合	
		様式第33号 エックス線装置等届出事項変更届	P26
22	エックス線装置を追加設置する場合（構造設備に変更が伴う）	様式第14号 病院、診療所又は助産所の開設許可（届出）事項変更届	P21
		様式第24号 病院、診療所又は助産所使用許可申請書 ※病床を設置している場合	P24
		様式第33号 エックス線装置届出事項変更届	P26

	事 象	必要な様式	ページ
23	エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師、診療エックス線技師の氏名を変更する場合	様式第 33 号 エックス線装置届出事項変更届	P 26
24	エックス線診療室の構造設備及びその予防措置に変更がある場合	様式第 14 号 病院、診療所又は助産所の開設許可（届出）事項変更届 ※構造設備に変更がある場合	P 21
		様式第 24 号 病院、診療所又は助産所使用許可申請書 ※病床を設置している場合 構造設備に変更がある場合	P 24
		様式第 33 号 エックス線装置届出事項変更届	P 26

\* 医療機能情報及びかかりつけ医機能の変更は原則インターネット（医療機関等情報支援システム（通称「G-MIS」））での報告になります。G-MIS での報告方法は秋田県のHP（医療機能情報はコンテンツ番号 77319、かかりつけ医機能は 77326 で検索可能）をご確認ください。

【URL】 <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/77319>

【URL】 <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/77326>

なお、G-MIS で報告する場合、紙の提出は不要です。

(4) 変更の手続きについて

(開設者が臨床研修等修了医師（歯科医師）以外の場合)

	事 象	必要な様式	ページ
1	名称を変更した場合	様式第 2 号 (*)	P 16
2	開設者の氏名（法人にあっては名称）、管理者の氏名（婚姻等による変更）を変更した場合	医療機能情報変更報告書 様式第 14 号	P 22
3	診療科目を変更した場合	病院、診療所又は助産所の開設許可（届出）事項変更届	
4	開設の目的及び維持の方法を変更する場合	様式第 10 号	P 19
5	敷地の面積及び平面図を変更する場合	病院、診療所又は助産所の開設許可事項変更許可申請書	
6	診療日、診療時間を変更する場合	様式第 2 号 (*)	P 16
7	住居表示に変更があった場合	医療機能情報変更報告書	
8	電話番号、ファクシミリ番号を変更した場合		
9	かかりつけ医機能に変更が生じた場合	様式第 4 号 (*) かかりつけ医機能変更報告書	P 17
10	定款、寄附行為又は条例を変更した場合	様式第 14 号	P 22
11	開設者（管理者）の住所を変更した場合	病院、診療所又は助産所の開設許可（届出）事項変更届	
12	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従事者の定員を変更する場合	様式第 10 号 病院、診療所又は助産所の開設許可事項変更許可申請書  様式第 12 号 診療所病床の設置許可事項変更許可申請書 ※療養病床を設置している場合	P 19  P 20

	事 象	必要な様式	ページ
13	建物の構造概要及び平面図を変更する場合	<p data-bbox="754 320 938 360">様式第 10 号</p> <p data-bbox="754 371 1225 454">病院、診療所又は助産所の開設許可事項変更許可申請書</p> <p data-bbox="754 510 938 551">様式第 12 号</p> <p data-bbox="754 562 1225 645">診療所病床の設置許可事項変更許可申請書</p> <p data-bbox="754 656 1225 790">※療養病床を設置しており、機能訓練室、談話室、食堂、浴室の構造設備に変更がある場合</p> <p data-bbox="754 846 938 887">様式第 24 号</p> <p data-bbox="754 898 1225 981">病院、診療所又は助産所使用許可申請書</p> <p data-bbox="754 992 1145 1032">※病床を設置している場合</p>	<p data-bbox="1273 320 1337 360">P 19</p> <p data-bbox="1273 510 1337 551">P 20</p> <p data-bbox="1273 898 1337 938">P 24</p>
14	管理者が 2 箇所以上の病院、診療所を管理する場合	<p data-bbox="754 1043 938 1084">様式第 22 号</p> <p data-bbox="754 1095 1225 1178">2 箇所以上の病院、診療所又は助産所の管理許可申請書</p>	P 24
15	医師が常時 3 名以上勤務し、薬剤師を配置しない場合	<p data-bbox="754 1189 938 1229">様式第 18 号</p> <p data-bbox="754 1240 1225 1270">専属薬剤師設置免除許可申請書</p>	P 22

	事 象	必要な様式	ページ
16	病床を減少する場合（廃止する場合）	<p data-bbox="756 320 1114 405">様式第 2 号（*） 医療機能情報変更報告書</p> <p data-bbox="756 461 1222 689">様式第 10 号 病院、診療所又は助産所の開設許可（届出）事項変更届 ※病床の減少により、構造設備等に変更がある場合</p> <p data-bbox="756 745 1222 882">様式第 14 号 病院、診療所又は助産所の開設許可（届出）事項変更届</p> <p data-bbox="756 938 1222 1167">様式第 24 号 病院、診療所又は助産所使用許可申請書 ※病床の減少により、構造設備等に変更がある場合</p>	<p data-bbox="1273 320 1334 353">P 16</p> <p data-bbox="1273 461 1334 495">P 19</p> <p data-bbox="1273 745 1334 779">P 22</p> <p data-bbox="1273 938 1334 972">P 24</p>

	事 象	必要な様式	ページ
17	病床を設置する(増床する)又は病床種別を変更する場合	<p>様式第 2 号 (*) 医療機能情報変更報告書</p> <p>様式第 10 号 病院、診療所又は助産所の開設許可事項変更許可申請書</p> <p>様式第 11 号 診療所病床設置許可申請書 ※病床を初めて設置する場合</p> <p>様式第 12 号 診療所病床の設置許可事項変更許可申請書 ※病床を増床する又は病床種別を変更する場合</p> <p>様式第 24 号 病院、診療所又は助産所使用許可申請書 ※病床を設置する(している)場合</p>	<p>P 16</p> <p>P 19</p> <p>P 20</p> <p>P 20</p> <p>P 24</p>
18	エックス線装置を初めて設置する場合	<p>様式第 10 号 病院、診療所又は助産所の開設許可事項変更許可申請書</p> <p>様式第 24 号 病院、診療所又は助産所使用許可申請書 ※病床を設置している場合</p> <p>様式第 25 号 エックス線装置設置届</p>	<p>P 19</p> <p>P 24</p> <p>P 25</p>

	事 象	必要な様式	ページ
19	エックス線装置を更新する場合（装置のみの変更）	様式第 24 号 病院、診療所又は助産所使用許可申請書	P 24
20	エックス線装置を追加設置する場合（構造設備に変更が伴わない）	※病床を設置している場合  様式第 33 号 エックス線装置届出事項変更届	P 26
21	エックス線装置を追加設置する場合（構造設備に変更が伴う）	様式第 10 号 病院、診療所又は助産所の開設許可事項変更許可申請書  様式第 24 号 病院、診療所又は助産所使用許可申請書 ※病床を設置している場合	P 19  P 24
22	エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師、診療エックス線技師の氏名を変更する場合	様式第 33 号 エックス線装置届出事項変更届	P 26
23	エックス線診療室の構造設備及びその予防措置に変更がある場合	様式第 10 号 病院、診療所又は助産所の開設許可事項変更許可申請書 ※構造設備に変更がある場合  様式第 33 号 エックス線装置届出事項変更届	P 19  P 26

\* 医療機能情報及びかかりつけ医機能の変更は原則インターネット（医療機能等情報支援システム（通称「G-MIS」））での報告になります。G-MISでの報告方法は秋田県のHP（医療機能情報はコンテンツ番号 77319、かかりつけ医機能は 77326 で検索可能）をご確認ください。

【URL】 <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/77319>

【URL】 <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/77326>

なお、G-MIS で報告する場合、紙の提出は不要です。

(5) 診療所を廃止・休止・再開した場合

(開設者が臨床研修等修了医師(歯科医師)の場合)

	事 象	必要な様式	ページ
1	診療所を廃止する場合 (開設者の死亡、失踪による場合)	様式第 2 号 (*) 医療機能情報変更報告書	P 16
		様式第 20 号 病院、診療所又は助産所の開設者の死亡又は失踪届	P 23
		様式第 34 号 エックス線装置廃止届	P 27
2	診療所を廃止する場合 (開設者の死亡、失踪によらない場合)	様式第 2 号 (*) 医療機能情報変更報告書	P 16
		様式第 19 号 病院、診療所又は助産所の廃止、休止又は再開届	P 23
		様式第 34 号 エックス線装置廃止届	P 27
3	診療所を休止(再開)する場合	様式第 2 号 (*) 医療機能情報変更報告書	P 16
		様式第 19 号 病院、診療所又は助産所の廃止、休止又は再開届	P 23

\* 医療機能情報の変更は原則インターネット(医療機関等情報支援システム(通称「G-MIS」))での報告になります。G-MISでの報告方法は秋田県のHP(医療機能情報はコンテンツ番号77319で検索可能)をご確認ください。

【URL】 <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/77319>

なお、G-MISで報告する場合、紙の提出は不要です。

(6) 診療所を廃止・休止した場合

(開設者が臨床研修等修了医師(歯科医師)以外の場合)

	事 象	必要な様式	ページ
1	診療所を廃止する場合 (開設者の死亡、失踪による場合)	様式第 2 号 (*) 医療機能情報変更報告書	P 16
		様式第 20 号 病院、診療所又は助産所の開設者の死亡(失踪)届 ※個人開設の場合	P 23
		様式第 34 号 エックス線装置廃止届	P 27
2	診療所を廃止する場合 (開設者の死亡、失踪によらない場合)	様式第 2 号 (*) 医療機能情報変更報告書	P 16
		様式第 19 号 病院、診療所又は助産所の廃止、休止又は再開届	P 23
		様式第 34 号 エックス線装置廃止届	P 27
3	診療所を休止(再開)する場合 ※休止期間は原則最長 1 年以内とする	様式第 2 号 (*) 医療機能情報変更報告書	P 16
		様式第 19 号 病院、診療所又は助産所の休止、廃止又は再開届	P 23

\* 医療機能情報の変更は、原則インターネット(医療機関等情報支援システム(通称「G-MIS」))での報告になります。

G-MISでの報告方法は秋田県のHP(医療機能情報はコンテンツ番号77319で検索可能)をご確認ください。

【URL】<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/77319>

なお、G-MISで報告する場合、紙の提出は不要です。

(7) その他（1年に1回報告を要するもの）

	事 象	必要な様式	ページ
1	医療機能情報（定期報告）	様式第1号（*1） 医療機能情報報告書	P15
2	かかりつけ医機能（定期報告）	様式第3号（*1、*2） かかりつけ医機能報告書 ※歯科診療所は対象外	P17

- \*1 医療機能情報及びかかりつけ医機能の報告は原則インターネット（医療機関等情報支援システム（通称「G-MIS」）での報告になります。G-MISでの報告方法は秋田県のHP（医療機能情報はコンテンツ番号77319、かかりつけ医機能は77326で検索可能）をご確認ください。

【URL】 <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/77319>

【URL】 <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/77326>

なお、G-MISで報告する場合、紙の提出は不要です。

- \*2 様式第3号「かかりつけ医機能報告書」で報告した内容に変更があった場合は、様式第4号「かかりつけ医機能報告書」を提出してください。

## 2 各届出・申請の概要について

### (1) 様式第1号 医療機能情報報告書

事象	(1) 診療所を新たに開設した場合 (2) 県が条例に基づき年1回の報告を求めた場合
根拠法令	医療法第6条の3第1項
提出期限	事象(1)の場合・・・開設後30日以内 事象(2)の場合・・・毎年1月～3月で県が指定する日
添付書類	報告書 (医科診療所、歯科診療所で様式が異なる。)
提出部数	1部
手数料	なし
その他	<p>原則インターネット（医療機関等情報支援システム（通称「G-MIS」））での報告になります。</p> <p>インターネットでの報告方法は次のとおりです。</p> <p>(1) の場合</p> <p>①G-MIS 新規ユーザアカウントの申請を行う。 【URL】 <a href="https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/77319">https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/77319</a></p> <p>②都道府県の承認を経て、G-MIS 事務局からアカウント付与のメールが送信される。(G-MIS 事務局からのメールアドレス (<a href="mailto:helpdesk@gmis.mhlw.go.jp">helpdesk@gmis.mhlw.go.jp</a>) を受信できるようにしておいてください。)</p> <p><b>注) アカウント付与まで1ヶ月程度かかります。</b></p> <p>③G-MIS にログインの上、医療機能情報報告制度から新規報告を行う。【URL】 <a href="https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/">https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/</a> 報告マニュアルは次の URL に掲載しております。 【URL】 <a href="https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/77319">https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/77319</a></p> <p>(2) の場合</p> <p>G-MIS にログインの上、医療機能情報報告制度から定期報告を行う。 【URL】 <a href="https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/">https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/</a></p>

(2) 様式第2号 医療機能情報変更報告書

事 象	診療所の①名称、②開設者、③管理者、④所在地、⑤住民案内用で電話番号及びFAX番号、⑥診療科目、⑦診療日及び診療時間(診療科目別)、⑧病床数(病床の種別ごと)に変更があった場合
根拠法令	医療法第6条の3第2項
提出期限	変更後速やかに
添付書類	変更報告書 (医科診療所、歯科診療所で様式が異なる。)
提出部数	1部
手数料	なし
その他	<p>原則インターネット(医療機関等情報支援システム(通称G-MIS))での報告になります。</p> <p>インターネットでの報告方法は次のとおりです。</p> <p>G-MISにログインの上、医療機能情報報告制度から随時報告を行う。【URL】<a href="https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/">https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/</a></p> <p>報告マニュアルは次のURLに掲載しております。</p> <p>【URL】<a href="https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/77319">https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/77319</a></p> <p>注) 法人成りや事業承継による診療所の名称及び保険医療機関番号の変更は、当該様式により報告してください。</p> <p>上記理由であっても、医療機能を引き継がない場合は、新規ユーザアカウント申請いただいた上で県健康福祉部医務薬事課(018-860-1411)までご連絡ください。</p>

(3) 様式第3号 かかりつけ医機能報告書

事 象	県が条例に基づき年1回の報告を求めた場合
根拠法令	医療法第30条の18の4第1項
提出期限	毎年1月～3月で県が指定する日
添付書類	調査票
提出部数	1部
手数料	なし
その他	原則インターネット（医療機関等情報支援システム（通称「G-MIS」））での報告になります。 インターネットでの報告方法は次のとおりです。 G-MISにログインの上、かかりつけ医機能報告制度から報告を行う。 <a href="https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/77326">https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/77326</a>

(4) 様式第4号 かかりつけ医機能変更報告書

事 象	様式第3号 かかりつけ医機能報告書で報告したもののうち、 ①通常の診療時間以外の時間に診療を行う機能 ②病状が急変した場合その他入院が必要な場合に入院させるため、又は病院若しくは診療所を退院する者が引き続き療養を必要とする場合に当該者を他の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院若しくは居宅等における療養生活に円滑に移行させるために必要な支援を提供する機能 ③居宅等において必要な医療を提供する機能 ④介護その他医療と密接に関連するサービスを提供する者と連携して必要な医療を提供する機能 ⑤その他厚生労働省令で定める機能 に変更があった場合
根拠法令	医療法第6条の18の4第4項
提出期限	変更後速やかに
添付書類	調査票
提出部数	1部
手数料	なし
その他	原則インターネット（医療機関等情報支援システム（通称「G-MIS」））での報告になります。 インターネットでの報告方法は次のとおりです。 G-MISにログインの上、かかりつけ医機能報告制度から報告を行う。 <a href="https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/77326">https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/77326</a>

(5) 様式第5号 病院又は診療所開設許可申請書

事 象	臨床研修等修了医師（歯科医師）以外の者が診療所を開設する場合
根拠法令	医療法第7条第1項
提出期限	あらかじめ
添付書類	①（麻酔科を標榜する場合）麻酔科標榜許可書の写し ②縮尺200分の1以上の敷地の平面図 ③敷地周囲の見取図 ④縮尺200分の1以上の建物の平面図 ⑤（開設者が法人の場合）定款、寄附行為、条例
提出部数	1部
手数料	18,000円（秋田県証紙又は窓口でのキャッシュレス決済）
その他	・場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。 ・事務処理に時間を要する場合がありますので、事前に申請時期等について相談することを推奨します。

(6) 様式第7号 病院、診療所又は助産所開設届

事 象	臨床研修等修了医師（歯科医師）以外の者が診療所開設許可を受けて、診療所を開設した場合
根拠法令	医療法施行令第4条の2第1項
提出期限	開設後10日以内
添付書類	①管理者の医師（歯科医師）免許証の写し ②管理者の臨床研修修了登録証の写し ③診療に従事する医師（歯科医師）免許証の写し
提出部数	1部
手数料	なし
その他	場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。

(7) 様式第8号 診療所開設届

事 象	臨床研修等修了医師（歯科医師）が診療所を開設した場合
根拠法令	医療法第8条
提出期限	開設後10日以内
添付書類	①開設者（管理者）の医師（歯科医師）免許証の写し ②開設者（管理者）の臨床研修修了登録証の写し ③診療に従事する医師（歯科医師）免許証の写し ④（麻酔科を標榜する場合）麻酔科標榜許可書の写し ⑤縮尺200分の1以上の敷地の平面図 ⑥縮尺200分の1以上の建物の平面図
提出部数	1部
手数料	なし
その他	場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。

(8) 様式第10号 病院、診療所又は助産所の開設許可事項変更許可申請書

事 象	臨床研修等修了医師（歯科医師）以外の者が開設した診療所において下記の事項に変更が生じた場合 ①開設の目的、維持の方法 ②医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員 ③敷地の面積及び平面図 ④建物の構造概要及び平面図 ⑤病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数 ※⑤のうち、病室の病床数を減らす場合は（例：4床の病室を3床の病室にする）許可を要しませんが、「様式第12号 病院、診療所又は助産所の開設許可（届出）事項変更届」の提出が必要になります。
根拠法令	医療法第7条第2項
提出期限	あらかじめ
添付書類	上記事象のうち③④⑤の場合 ・新旧建物平面図
提出部数	1部
手数料	なし
その他	場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。

(9) 様式第 11 号 診療所病床設置許可申請書

事 象	新たに病床を設置しようとする場合
根拠法令	医療法第 7 条第 3 項
提出期限	あらかじめ
添付書類	建物平面図
提出部数	1 部
手数料	なし
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。</li><li>・ 地域により病床を設置できない場合がありますので、あらかじめ所管の保健所にご相談ください。</li></ul>

(10) 様式第 12 号 診療所病床の設置許可事項変更許可申請書

事 象	病床を設置している診療所において次の事項を変更する場合 ①従業員の定員 ②機能訓練室、談話室、食堂、浴室の構造設備 （療養病床設置の場合） ③病床数（増床の場合）
根拠法令	医療法第 7 条第 3 項
提出期限	あらかじめ
添付書類	建物平面図
提出部数	1 部
手数料	なし
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。</li><li>・ 地域により病床を設置できない場合がありますので、あらかじめ所管の保健所にご相談ください。</li></ul>

(11) 様式第 14 号 病院、診療所又は助産所の開設許可（届出）事項変更届  
**【開設者が臨床研修等修了医師（歯科医師）の場合】**

事 象	臨床研修等修了医師（歯科医師）が開設した診療所において次の事項を変更した場合 ①開設者の住所・氏名、②名称、③診療科目、④病床数、 ⑤建物の構造概要及び平面図、⑥敷地の面積及び平面図、 ⑦管理者の住所・氏名、⑧診療に従事する医師、歯科医師の氏名 ⑨診療日、診療時間、⑩薬剤師の氏名
根拠法令	医療法施行令第 4 条第 3 項
提出期限	変更後 10 日以内
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 麻酔科を標榜する場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>①麻酔科標榜許可書の写し</li> </ul> </li> <li>・ 敷地の面積及び平面図を変更する場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>①縮尺 200 分の 1 以上の新旧敷地平面図</li> </ul> </li> <li>・ 建物構造概要及び平面図を変更する場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>①縮尺 200 分の 1 以上の新旧建物平面図</li> </ul> </li> <li>・ 病床数を変更する場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>①縮尺 200 分の 1 以上の新旧建物平面図</li> </ul> </li> <li>・ 診療に従事する医師、歯科医師を変更する場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>①医師（歯科医師）免許証の写し</li> <li>②臨床研修修了登録証の写し</li> </ul> </li> </ul>
提出部数	1 部
手数料	なし
その他	場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。

(12) 様式第 14 号 病院、診療所又は助産所の開設許可（届出）事項変更届  
**【開設者が臨床研修等修了医師（歯科医師）以外の場合】**

事 象	臨床研修等修了医師（歯科医師）以外が開設した診療所において 次の事項を変更した場合 ①開設者の住所・氏名、②名称、③診療科目、 ④病床数（減少の場合のみ）、⑤定款、寄附行為 ⑥管理者の住所・氏名
根拠法令	医療法施行令第 4 条第 1 項
提出期限	変更後 10 日以内
添付書類	・定款、寄附行為又は条例を変更した場合（開設者が法人の場合） ①変更後の定款、寄附行為又は条例の写し ・病床数を変更した場合 ①新旧建物平面図 ・管理者の住所・氏名が変更になった場合 （管理者の変更の場合） ①医師（歯科医師）免許証の写し ②臨床研修修了登録証の写し
提出部数	1 部
手数料	なし
その他	場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。

(13) 様式第 18 号 専属薬剤師設置免除許可申請書

事 象	医師が常時 3 人以上勤務する診療所において、専属薬剤師を置か ない場合
根拠法令	医療法第 18 条ただし書
提出期限	あらかじめ
添付書類	なし
提出部数	1 部
手数料	なし
その他	場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。

(14) 様式第 19 号 病院、診療所又は助産所の休止、廃止又は再開届

事 象	診療所を休止・廃止・再開した場合
根拠法令	医療法第 8 条の 2 第 2 項、第 9 条第 1 項
提出期限	休止、廃止、再開後 10 日以内
添付書類	なし
提出部数	1 部
手数料	なし
その他	場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。

(15) 様式第 20 号 病院、診療所又は助産所の開設者の死亡（失踪）届

事 象	臨床研修等修了医師（歯科医師）が開設する診療所において、開設者が死亡又は失踪宣告を受けた場合
根拠法令	医療法第 9 条第 2 項
提出期限	死亡（失踪）後 10 日以内
添付書類	戸籍抄本（開設者との関係がわかる書類）
提出部数	1 部
手数料	なし
その他	場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。

(16) 様式第 21 号 開設者が他の者を管理者とする許可申請書

事 象	臨床研修等修了医師（歯科医師）が開設する診療所において、開設者以外の者（医師）を管理者とする場合
根拠法令	医療法第 12 条第 1 項
提出期限	あらかじめ
添付書類	①管理者にしようとする者の医師（歯科医師）免許証の写し ②管理者にしようとする者の臨床研修修了登録証の写し
提出部数	1 部
手数料	なし
その他	場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。

(17) 様式第 22 号 2 箇所以上の病院、診療所又は助産所の管理許可申請書

事 象	管理者が 2 箇所以上の診療所を管理する場合
根拠法令	医療法第 12 条第 2 項
提出期限	あらかじめ
添付書類	承諾書（申請者と現に管理している診療所の開設者が異なる場合）
提出部数	1 部
手 数 料	なし
そ の 他	・ 場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。 ・ 許可期間は 1 回の申請について最長 2 年が限度となります。

(18) 様式第 24 号 病院、診療所又は助産所使用許可申請書

事 象	入院設備を有する診療所がその構造設備を使用する場合
根拠法令	医療法第 27 条
提出期限	あらかじめ
添付書類	なし
提出部数	1 部
手 数 料	22,000 円（県証紙又は窓口でのキャッシュレス決済）
そ の 他	場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。

(19) 様式第 25 号 エックス線装置設置届

事 象	診療所に初めてエックス線装置を設置する場合
根拠法令	医療法第 15 条第 3 項
提出期限	設置後 10 日以内
添付書類	①様式第 25 号 別紙 1 ②エックス線装置の位置を記したエックス線診療室の平面図及び側面図 ③施設の防護に関する検査・測定結果及び測定器の校正証明書の写し（理論計算により規制値を算出した場合はその計算書） ④管理区域を明示したエックス線診療関係施設の平面図 ⑤エックス線診療関係施設の周囲の状況のわかる平面図の概念図（上下階を含む。） ⑥機器の性能等を記した仕様書 ⑦移動型の場合は保管場所を示した平面図 ⑧車両内に設置の場合は車検証の写し
提出部数	1 部
手数料	なし
その他	場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。

(20) 様式第 33 号 エックス線装置届出事項変更届

事 象	<p>エックス線装置を設置している診療所において次の事項を変更した場合</p> <p>①エックス線装置の製作者名、型式及び台数</p> <p>②エックス線高電圧発生装置の定格出力</p> <p>③エックス線装置及びエックス線診療室のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要</p> <p>④エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名及びエックス線診療に関する経歴</p>
根拠法令	医療法第 15 条第 3 項
提出期限	変更後 10 日以内
添付書類	<p>①様式第 25 号 別紙 1 に記載の添付書類</p> <p>②エックス線装置の位置を記したエックス線診療室の平面図及び側面図</p> <p>※エックス線装置を設置、更新した場合</p> <p>③施設の防護に関する検査・測定結果（理論計算により規制値を算出した場合はその計算書）</p> <p>※エックス線装置を設置、更新した場合</p> <p>※新設又装置の更新に伴う届出の場合、当該装置を設置するエックス線診療室の線量限度を超えないことを確認するため、当該室に設置する既存のエックス線装置に係る防護に関する検査・測定結果もあわせて提出してください。</p> <p>④管理区域を明示したエックス線診療関係施設の平面図</p> <p>※エックス線装置を設置、更新又はエックス線診療室の構造設備に変更がある場合</p> <p>⑤エックス線診療関係施設の周囲の状況のわかる平面図の概念図（上下階を含む。）</p> <p>※エックス線装置を設置、更新又はエックス線診療室の構造設備に変更がある場合</p> <p>⑥機器の性能等を記した仕様書</p> <p>※エックス線装置を設置、更新した場合</p> <p>⑦移動型の場合は保管場所を示した平面図</p> <p>⑧車両内に設置の場合は車検証の写し</p>
提出部数	1 部
手数料	なし
その他	場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。

(21) 様式第 34 号 エックス線装置等廃止届

事 象	診療所の廃止等に伴い、エックス線装置をすべて廃止する場合
根拠法令	医療法第 15 条第 3 項
提出期限	廃止後 10 日以内
添付書類	様式第 25 号 別紙 1
提出部数	1 部
手数料	なし
その他	場合により上記の添付書類以外の書類を求める場合があります。

### 3 診療所開設等に係る Q & A

Q-1 診療所の開設許可が与えられない場合はありますか。

A-1 申請する施設に必要とされる人員配置や構造設備が医療法等の要件を満たさない場合や営利目的で診療所を開設しようとする場合等に許可を与えない場合があります。

Q-2 同一敷地内で診療所を建て替える場合どのような手続きが必要になりますか。

A-2 同一敷地内（町名や地番が変わらない）での建て替えであれば、構造設備等の変更の手続きで差し支えありません。  
ただし、開設場所が移動して町名や地番が変更となる場合、新たに診療所開設の手続き、また旧診療所については廃止の手続きが必要となります。

Q-3 診療所の構造設備すべてに使用許可が必要になりますか。

A-3 病床を有する診療所においてはその構造設備について使用の許可を受けなければ使用できません。使用の許可が必要な構造設備については厚生労働省の通知（平成12年6月8日健政発第707号）に記載されていますのでご確認ください。

Q-4 臨床研修等修了医師以外の者が開設した診療所において部屋の用途を変更する場合、特に医療法上の規程がない場合においても医療法第7条第2項の規程に基づく変更許可申請が必要になりますか。

A-4 必要になります。P8（4）13 建物の構造概要及び平面図を変更する場合に該当します。

Q-5 医師が訪問診療、往診のみを実施する場合、診療所開設の手続きは必要になりますか。

A-5 病院、診療所をすでに開設しており、その施設に係るものとして訪問診療、往診を実施する場合、医療法上、特に手続きは不要と解しますが、診療所の設備を設けず公衆又は特定多数のために医師個人が往診のみによって診療を実施する場合、診療所開設の手続きが必要となります。

Q-6 診療所の開設日は診療開始日と解してよいですか。

A-6 明確な定義はありませんので開設日と診療開始日が一致する必要はありません（開設者が開設日を決定して差し支えありません）。ただし、次の事項等にご留意ください。

- ・開設日において医療法等に求められる人員体制及び構造設備を有していること。
- ・診療所開設日以降でなければ医薬品卸業者から医薬品を購入できない場合があること。
- ・医療法上、開設後に届出するものについては開設日以前に届出しても受理されない場合があること。

Q-7 有床診療所を開設したいのですが、何か制限はありますか。

A-7 診療所では一般病床、療養病床を計19床まで設置できます。しかしながら、医療法上の医療計画において2次医療圏ごとに基準病床数を定めており、通常、既存病床数が基準病床数を上回っている2次医療圏では新たに病床を設置できません。設置を希望する場合は所管の保健所にお問い合わせください。

Q-8 休止の予定期間について制限はありますか。

A-8 休止する期間は原則最長1年となっています。1年以上休止する場合は診療所の廃止の手続きをお願いします。

Q－9 診療所を廃止する場合、医療法上の手続き以外にどのような手続きが必要になりますか。また、廃止後注意すべき事項はありますか。

A－9 例示になりますが、保険医療機関や生活保護の指定医療機関等になっている場合は、それぞれ所管の事務所への手続きが必要になります。

また、診療録（カルテ）等診療に関する記録については保存義務がある場合がありますので注意が必要です。